

第8回京都市路上喫煙等対策審議会 摘録

- 1 開催日時 平成23年1月18日(火) 午後2時～3時30分
- 2 会場 市民生活センター 研修室
(中京区烏丸御池東南角アーバネックス御池ビル西館 4階)
- 3 議事等
 - (1) 委員紹介
 - (2) 路上喫煙等禁止区域の新たな指定について
 - (3) 意見交換(主な意見は下記のとおり)

記

- 事務局
 - ・ 審議会の答申に基づき、禁止区域を指定することによって高い広報効果が期待できる区域の選定に向け、事務局で検討してきた。
新たに路上喫煙等禁止区域とする区域として、「京都駅周辺」及び「清水・祇園周辺」を提案させていただく。
- 委員
 - ・ 本日は、京都市からの提案に基づき、新たな路上喫煙等禁止区域について審議したい。
- 委員
 - ・ 京都市の提案どおりに禁止区域を拡大した場合、路上喫煙等監視指導員(以下、「指導員」という。)を増員しないで対応できるのか。
- 事務局
 - ・ 現在、6名の指導員、35名の路上喫煙等防止啓発推進員(以下、「推進員」という。)で、禁止区域を巡回・啓発活動等をしている。
 - ・ 禁止区域の拡大後には、禁止区域3地区の特性を考慮し工夫して、効率的に巡回活動を行っていくが、それでも指導員の増員は必要である。
- 委員
 - ・ 京都市の提案に賛成である。
 - ・ 観光旅行者が多い2地域を禁止区域に指定することは、条例の目的に合致している。路上喫煙対策の啓発効果も高い。
- 委員
 - ・ 京都市の提案に賛成である。
 - ・ 拡大後、どのように路上喫煙対策に取り組んでいくのか。
- 事務局
 - ・ 観光地の禁止区域の指定は初めての取組である。
 - ・ 拡大後の取組については、その結果を見て検討していきたい。
 - ・ 市内全域で路上喫煙対策を広めていくには、市民や事業者など地域の皆様と連携した取組を検討していく必要がある。
- 委員
 - ・ 指導員を増員せずに平成22年7月に禁止区域を拡大したが、過料徴収等巡回活動は支障なく取り組んでいるのか。

- 事務局
 - ・ 他都市より少人数の指導員で広範囲の禁止区域を巡回しており完全とは言えないが、指導員は経験を重ねる中で、より効率的な巡回活動に努めている。
- 委員
 - ・ 京都市の提案に賛成である。
 - ・ 京都の玄関口である京都駅で、観光旅行者に分かりやすく工夫して京都市の路上喫煙の取組を周知してほしい。
- 事務局
 - ・ 鉄道事業者等と連携するなど観光旅行者への周知に努めていきたい。
 - ・ 引き続き、大阪市や神戸市と連携して啓発に取り組んでいく。
- 委員
 - ・ 京都市の提案に賛成である。
 - ・ 他府県の観光案内所を利用するなど、観光旅行者には入浴するまでに周知することが効果的である。
- 委員
 - ・ 京都市の提案に賛成である。
 - ・ 夜間に人通りが多い地域には、指導員の巡回時間を工夫して対応してほしい。
 - ・ 京都駅に到着する前の新幹線の車内で路上喫煙対策を周知すると効果的である。京都・大阪・神戸の三都市が一体となって路上喫煙対策を啓発してほしい。
 - ・ 指導員は6名では少ない。推進員にも過料徴収の権限を付与すべきではないか。
- 事務局
 - ・ 禁止区域の拡大に伴い、指導員は増員する必要があると考えている。
 - ・ 推進員は本来の業務を行う中、路上喫煙対策にも取り組んでいる。引き続き、啓発活動を行っていきたい。
- 委員
 - ・ 京都市の提案によると、拡大後の禁止区域は何kmになるのか。
- 事務局
 - ・ 現在は16.5 kmである。清水・祇園周辺地域が5.6 km、京都駅周辺地域が5.3 kmであり、合計27.4 kmになる。
- 委員
 - ・ 外国人観光客への周知・啓発にも努めてほしい。
 - ・ 観光地を禁止区域に指定することで、観光旅行者の京都市に対する印象を損ねることはないか。
- 事務局
 - ・ 外国人観光客への啓発も工夫して取り組んでいきたい。
 - ・ 路上喫煙を禁止することは、安心安全の観点からその地域のイメージアップにつながっているという意見が多い。
- 委員
 - ・ 最近、周囲を確認して喫煙する人が増えている。
 - ・ 喫煙マナーの向上を社会全体で広げていくことが重要である。
 - ・ 指導員と推進員の区別がつきにくい。過料徴収できる者とできない者がいることで、指導員の活動にも支障があるのでないか。

- 委員
 - ・ 指導員を増員することが財政上難しいのであるなら、過料収入を指導員の雇用に充てることはできないのか。
- 事務局
 - ・ 指導員1名当たりの必要経費を勘案すると、過料による収入を指導員の雇用に充てることはできない。
 - ・ 路上喫煙対策に関する予算は確保しており、また、平成23年度には指導員の増員を要求している。
 - ・ 外国人観光客も多いので旅行代理店等を通じて周知するなど、工夫して時間をかけ丁寧に啓発していく。
- 委員
 - ・ 今回提案の2区域の指定は同時期に行うのか。
- 事務局
 - ・ 同時期に指定したい。
- 委員
 - ・ 収入と比べて人件費の支出が多い。
- 委員
 - ・ 同意見である。指導員は警察経験者でなければならないのか。
- 事務局
 - ・ 他都市の事例等を参考に、警察経験者が指導員に適任と考え採用している。委員の指摘を踏まえ、指導員の雇用のあり方については、将来的に検討していく。
- 委員
 - ・ 本審議会は、施策に要する経費を議論することを目的としていない。
 - ・ また、本施策は行政目的をもって実施しており、費用対効果だけで考えることはできないが、市民に対して経費についても説明できなければいけない。
- 委員
 - ・ 京都市が提案した拡大案に賛成である。
 - ・ また、喫煙者に対する配慮も必要である。
- 事務局
 - ・ 本市も喫煙者に対する配慮は必要と認識しており、今後、禁止区域の周辺等に喫煙スペースを増やすよう努めていきたい。
- 委員
 - ・ 本日の審議会では、京都市から提案された禁止区域の拡大については委員全員が賛成であるが、より広い広報の仕方や指導員に関する意見があった。
 - ・ もう一度審議会を開催し、新たな禁止区域の指定について議論を深めていきたい。
- 事務局
 - ・ 本日は、委員の皆さまから観光旅行者等への周知や指導員の体制等についてご意見をいただいた。
 - ・ 引き続き、新たな禁止区域の指定についてご審議いただきたい。